

福岡県公報

令和七年十一月十四日
第六百四十六号
増刊
①

目次

規則 (第四十六号)

○福岡武道館条例の一部を改正する条例の施行期日を定める規則

(警察本部教養課) …………… 一

再掲

○福岡県収用委員会に係る行政手続等における情報通信の技術の利用
に関する規則の一部を改正する規則

(用地課) …………… 一

規則

福岡武道館条例の一部を改正する条例の施行期日を定める規則を制定し、ここに公布する。

令和七年十一月十四日

福岡県知事 服部 誠太郎

福岡県規則第四十六号

福岡武道館条例の一部を改正する条例の施行期日を定める規則

福岡武道館条例の一部を改正する条例 (令和六年福岡県条例第二十八号) の施行期日は、令和七年十二月一日とする。

再掲

福岡県告示式条例 (昭和二十五年福岡県条例第四十六号) 第五条第一項において準用する同条例第二条第二項ただし書の規定により掲示したものを、ここに再掲する。

福岡県収用委員会に係る行政手続等における情報通信の技術の利用に関する規則の一部を改正する規則を制定し、ここに公布する。

令和七年十一月四日

福岡県収用委員会会長 田中 里美

福岡県収用委員会規則第一号

福岡県収用委員会に係る行政手続等における情報通信の技術の利用に関する規則の一部を改正する規則

福岡県収用委員会に係る行政手続等における情報通信の技術の利用に関する規則 (平成十六年福岡県収用委員会規則第一号) の一部を次のように改正する。

題名を次のように改める。

福岡県収用委員会に係る情報通信技術を活用した行政の推進等に関する規則

則

本則中「知事等に係る行政手続等における情報通信の技術の利用に関する規則」を「知事等に係る情報通信技術を活用した行政の推進等に関する規則」に改める。

附則

この規則は、公布の日から施行する。